

京 都 市 建 築 審 査 会

令 和 8 年 度 第 1 回 会 議 議 事 録

1 日時

2 令和8年4月17日（金曜日） 午後1時30分から午後4時まで

3 場所

京都市役所分庁舎4階 第3会議室

4 出席者

【委員】

牧会長、志澤委員、新関委員、齒黒委員、東岡委員、柳沢委員

【事務局】

岡田建築指導部長、藤村建築指導課長、門川建築相談・道路担当課長、佐藤建築審査課長、青木建築相談第二係長 他

【同意案件に関する処分庁】

薦野道路第一係長、土橋道路第二係長、向井歴史的建築物保存活用係長、寺門構造審査係長 他

【参考人】

消防局予防部指導課

【傍聴人】

1名

5 議題

- (1) 建築審査会事務局員の指名（京都市の人事異動に伴う事務局員の変更）
- (2) 事務局からの報告事項
 - ア 前回会議の議事録の確認
 - イ 次回会議日程
日時：令和8年5月15日（金曜日）午後1時30分から
場所：京都市役所分庁舎4階 第4会議室（予定）
- (3) 包括同意案件に関する報告
建築基準法第43条第2項第2号の規定に基づく許可（一戸建ての住宅：中京区1件、山科区1件）
- (4) 同意案件に関する審議
 - ア 建築基準法第43条第2項第2号の規定に基づく許可（一戸建ての住宅：東山区1件、伏見区2件）
 - イ 建築基準法第3条第1項第3号の規定に基づく指定（旧鴨脚家住宅）
- (5) 事前相談
建築基準法第43条第2項第2号の規定に基づく許可

6 公開・非公開の別

一部非公開（(1)～(4)を公開、(5)を非公開）

7 結果

(1) 建築審査会事務局員の指名（京都市の人事異動に伴う事務局員の変更）

結果：承認

(2) 事務局からの報告事項

ア 前回会議の議事録を確認した。

イ 次回会議は以下のとおり開催することとなった。

日時：令和8年5月15日（金曜日）午後1時30分から

場所：京都市役所分庁舎4階 第4会議室（予定）

(3) 包括同意案件に関する報告

建築基準法第43条第2項第2号の規定に基づく許可（一戸建ての住宅：中京区1件、山科区1件）

ア 報告の概要

処分庁から資料提示及び説明を受けた。

イ 報告の結果：了承

質問等：

【報告第1028号】

委員 建築基準法上の建築物でない祠を起点に4m後退しているが、この祠が大きいためそれを除外して4m確保しているという理解でよいか。また、隣地の平成12年の許可の際に同様の扱いをしていたのか確認したい。

処分庁 後退については御指摘のとおり。祠を除いても1.8メートル以上の通路の幅員が確保できるため、それを除外している。また、平成12年当時の許可ではすべて中心後退としていたが、現在の許可基準では取り扱いが変わっている

【報告第1029号】なし

(4) 同意案件に関する審議

ア 建築基準法第43条第2項第2号の規定に基づく許可（一戸建ての住宅：東山区1件、伏見区2件）

(ア) 審議の概要

処分庁から資料提示及び説明を受けた。

(イ) 審議の結果：同意

(ウ) 質問等：

【議案9001号】（東山区）

会 長 従来の同意書からなお書きを削除することについて、佐藤委員の意見を事前に聞くよう事務局に依頼していたがいかがか。

処分庁 佐藤委員からは、なお書きがあったとしても権利者が継承すると約束しているにすぎず、現所有者が現状を尊重してくれているのであれば、なくとも差し支えはないのではないかというご意見をいただいている。

【報告第9002・9003号】(伏見区)

委 員 BとCの宅地の南側に位置指定道路があるが、敷地と位置指定道路の間の所有権どのような状況か。

処分庁 位置指定道路までが敷地の範囲となっている。

委 員 敷地と位置指定道路の高低差が大きいということで有効に接してないと判断されたのか。

処分庁 おっしゃる通り。

イ 建築基準法第3条第1項第3号の規定に基づく指定(旧鴨脚家住宅)

(ア) 審議の概要

処分庁から資料提示及び説明を受けた。

(イ) 審議の結果：同意

質問等：なし

(5) 事前相談

建築基準法第43条第2項第2号の規定に基づく許可

ア 報告の概要

処分庁から資料提示及び説明を受け、質疑を行った。

京都市建築審査会
会長 牧 紀男